

小金井市新型コロナウイルス対策本部条例 (平成25年6月26日条例第28号)

最終改正:

改正内容:平成25年6月26日条例第28号 [平成26年1月1日]

○小金井市新型コロナウイルス対策本部条例

平成25年6月26日条例第28号

小金井市新型コロナウイルス対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、法第34条第1項の規定に基づき設置する市対策本部(以下単に「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 対策本部の名称は、小金井市新型コロナウイルス対策本部とする。

(組織)

第3条 対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は対策本部長が欠けたときは、あらかじめ対策本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。

3 本部員(副本部長を除く。)は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、副本部長及び本部員のほか、これらの者の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第4条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 対策本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部条例施行規則 (平成25年6月26日規則第43号)

最終改正:平成30年7月3日規則第26号

改正内容:平成30年7月3日規則第26号 [平成30年7月3日]

○小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部条例施行規則

平成25年6月26日規則第43号

改正

- 平成26年7月3日規則第31号
- 平成27年3月31日規則第22号
- 平成28年9月9日規則第79号
- 平成30年7月3日規則第26号

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部条例(平成25年条例第28号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部会議の審議事項)

第2条 対策本部長が招集する会議において、次の事項について対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 発生段階に応じた市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、市区町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(対策本部長)

第3条 対策本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により副本部長が対策本部長の職務を代理する場合は、第1副市長、第2副市長、教育長の順序によりこれを行うものとする。

(本部員)

第5条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、地域安全課長、健康課長及び東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、対策本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(職務権限)

第6条 対策本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、福祉保健部健康課が行い、総務部地域安全課がこれを補佐する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年7月3日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年9月9日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

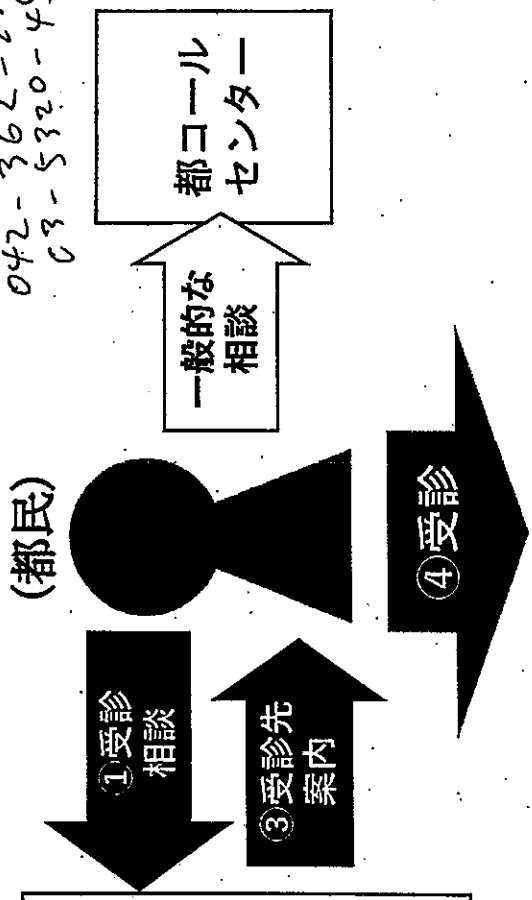
付 則 (平成30年7月3日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

042-362-2334(9-11)
03-5320-4592

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制

○ 相談・医療提供体制を強化



【都・特別区・八王子市・町田市保健所】

県国省・保健所電話相談センター

< 感染が疑われる患者の要件 >

- I 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者
- III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したものを

② 保健所が調整

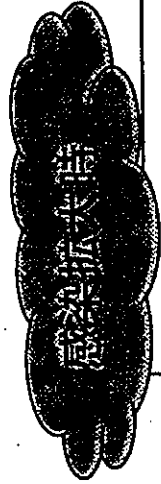
県国省・保健所以外

保健所経由で遺伝子検査
陽性の場合

【感染症指定医療機関】 1 2 病院

- ・ 特定感染症指定医療機関 1 病院 4 床
(国立国際医療研究センター病院)
- ・ 第一種感染症指定医療機関 4 病院 8 床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10 病院 106 床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

【感染症診療協力医療機関】
(約 80 医療機関；非公表)



※必要に応じて受入要請

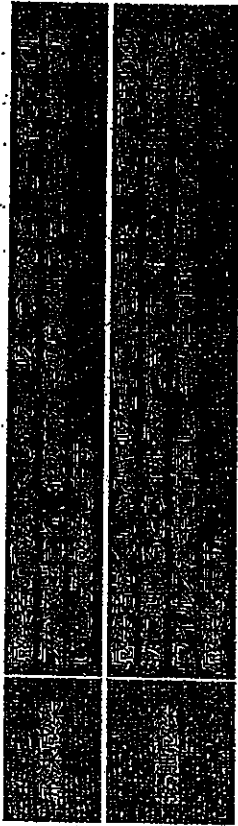
- 【感染症入院医療機関】**
- 【指定二次救急医療機関】**

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。



重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。



こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。



※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでのご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）

職業に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡先>



令和2年2月20日

保護者の皆様へ

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

日頃より小金井市の教育発展のために、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。これらを踏まえて別添の通知文の通り、感染症対策のポイントを参考に、各家庭における感染対策に万全を期すようお願い申し上げます。

なお、具体的な対応としては、小金井市医師会と協議し、次の症状がある場合には、その日から「出席停止」として扱うことができるものとし、感染拡大を最小限に抑えたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 1、 子どもが発熱(37.5度以上)した場合
- 2、 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさを感じている場合
- 3、 医療機関において、新型コロナウイルスに感染していると診断されている場合

よって、子どもに発熱等があった場合には、すぐに学校に連絡してください。そして速やかに医療機関に電話連絡し相談してください。

新型コロナウイルスは、37.5度以上の発熱が4日間以上続く場合とされていますが、発熱当日にも他の子供等に感染させてしまう可能性があると考えられるからです。

新型コロナウイルスを防ぐには

1 まず、手を洗うこと

・外出先からの帰宅時や食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液で手を洗いましょう。外出するときは手袋をすることも有効でしょう。

2 咳エチケットを徹底すること

・くしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して、他の方に病気をうつす可能性があります。

※咳エチケットとは、咳やくしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

3 十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めること

担当 学務課保健給食係

TEL 042-387-9874

事務連絡
令和2年2月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

同内容について、関係者へ周知いただくとともに、職員も含め、被保険者及びこれらの家族等による適切な相談及び受診がなされるよう御対応をお願いいたします。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

事務連絡
令和2年2月18日

各 都道府県
指定都市
中核市

保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
について

保育所等（問合せ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）
において保育所等の子どもや職員（以下「子ども等」という。）に新型コロナウイルス
感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと
おりの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症
が発生した場合には、御対応よろしく願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお
かれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたしま
す。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: clubsenmon@mhlw.go.jp

(別紙)

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
(2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。
また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認める場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。

■保健センター倉庫内在庫【令和2年2月18日時点】

品名ほか		個数	小箱	箱数	総合計
マスク	使用期限記載なし 2009年製造(?)	50枚	20箱	86箱	86,000枚
アルコール 消毒薬	ヒビスコールSH (医薬部外品) 使用期限記載なし	10本	-	4箱	40本
	ヒビスコールS (医薬品) 使用期限2012.8	10本	-	5箱	50本
	エタプラスゲル (医薬品) 使用期限2012.8	12本	-	1箱	12本

マスク単価

50枚(1箱)

650円 枚
715 1305

ヒビスコール単価

1L

3,630円 枚
475